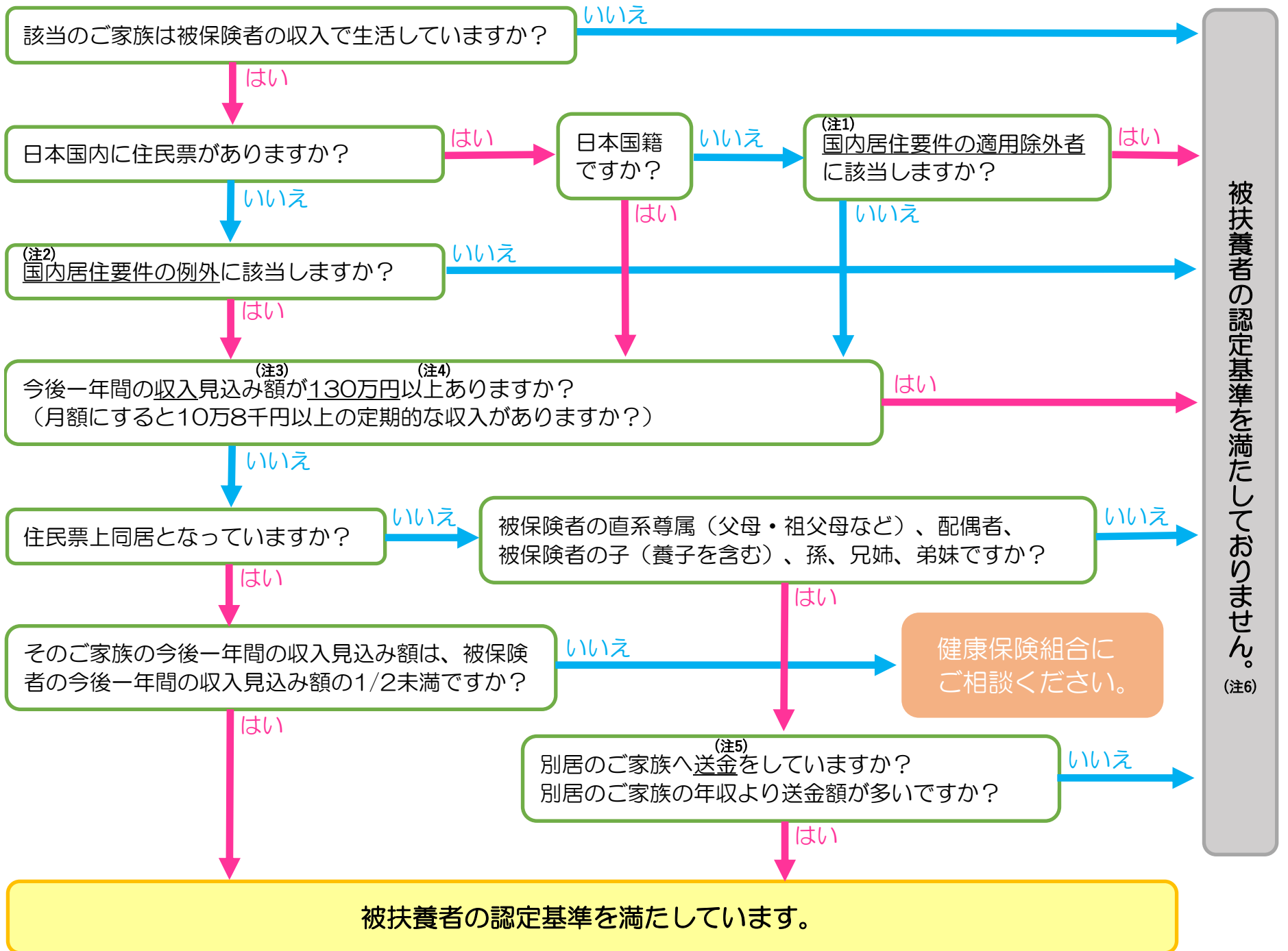


セルフチェックスタート

※該当のご家族についてセルフチェックをしてください



※被扶養者を扶養する義務のある方が被保険者以外にもいらっしゃる場合、被保険者と年間収入を比較し、年間収入が多い方がその被扶養者を扶養とします。該当する場合は状況確認を行いますので、当健康保険組合へご相談ください。

- 【注記】
- (注1) : ①日本の国籍を有さず、医療目的で来日する者及びその者の日常生活の世話をする者
②日本の国籍を有さず、一年を超えない期間に滞在し、観光・保養の活動を行う者
 - (注2) : ①外国において留学をする学生
②海外赴任する被保険者に同行する者
③海外赴任中に身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者(②と同等と認められる者)
④観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者
⑤その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者
 - (注3) : 収入には、給与収入や老齢年金などのほかに通勤費や障害年金、遺族年金などの非課税収入も含む (日本以外の国から受給の年金なども含む)
 - (注4) : 60歳以上またはおおむね厚生年金保険法による障害厚生年金を受けられる程度の障がい者は次の金額とする
・年額180万円 (月額にすると15万円以上の定期的な収入)
19歳以上23歳未満の者 (被保険者の配偶者を除く) は次の金額とする
・年額150万円 (月額にすると12万5千円以上の定期的な収入)
 - (注5) : 配偶者及び子(学生)以外への送金は、現金書留または金融機関を利用し、第三者がみても送金の事実が確認できること
送金証明の提示を求められたときにいつでも応じられること (提示ができない場合、認定を取り消す場合があります)
 - (注6) : 現在認定されている被扶養者の方で「基準を満たしていない」に到達された場合は、被扶養者減員届を提出のこと